

「(仮称)板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)2025」の策定について

平成31(2019)年2月18日区民環境委員会において報告された「板橋区の地球温暖化対策について」の標記計画の策定に係る基本方針に基づき、同計画の策定について板橋区資源環境審議会に諮問するとともに、同審議会に部会を設置する。

1 諮問について

別紙1のとおり。

2 部会設置について

東京都板橋区資源環境審議会条例第9条に基づき、令和元年11月15日に開催する審議会において部会の設置について諮る。設置にあたっては、条例施行規則により審議会の会長が指名する委員で組織する。

(1) 資源環境審議会部会開催予定

令和元年度：2回

令和2年度：3回程度

(2) 策定スケジュール

時 期 (予定)	内 容
平成31年1月29日	「エコポリス板橋」推進本部(基本方針)
平成31年2月18日	区民環境委員会(基本方針報告)
平成31年3月11日	資源環境審議会(基本方針報告)
令和元年10月21日	「エコポリス板橋」推進本部(諮問・部会設置)
令和元年11月5・6日	区民環境委員会(諮問・部会設置)
令和元年11月15日	資源環境審議会(諮問・部会設置)
令和元年12月	資源環境審議会部会(計画骨子案検討)
令和2年1月	資源環境審議会部会(計画骨子案)
令和2年2月	「エコポリス板橋」推進本部(計画骨子案)
令和2年3月	資源環境審議会(計画骨子案)
令和2年4月	区民環境委員会(計画骨子報告)
令和2年8月	資源環境審議会部会(素案検討)
令和2年9月	資源環境審議会部会(素案)
令和2年10月	「エコポリス板橋」推進本部(素案)
令和2年11月	資源環境審議会(素案)、区民環境委員会(素案報告)
令和2年12月	資源環境審議会部会(原案)
令和3年1月	「エコポリス板橋」推進本部(原案)
令和3年2月	資源環境審議会(答申)、「エコポリス板橋」推進本部(最終案決定) 区民環境委員会(最終案報告)

板橋区資源環境審議会条例（平成 9 年板橋区条例第 30 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

板橋区長 坂本 健

【諮問事項】

「(仮称)板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2025」の策定について

【趣旨】

今後、有効な対策を執らずに地球温暖化が進んだ場合、世界の平均気温が 20 世紀末から 21 世紀末までの間に最大で 4.8℃上昇すると予測されるなど、地球温暖化は予想を遥かに超える速度で進行しており、その影響も世界各地における異常気象をはじめ顕在化しています。パリ協定が掲げる、産業革命以前から今世紀末までの気温上昇を 1.5℃に抑えるという目標を達成するためには、温室効果ガスの大幅な削減に向けて一刻の猶予も許されない段階を迎えています。

こうした状況の中、区内の温室効果ガス排出量削減の取組を総合的かつ計画的に推進すべく区が平成 25(2013)年に策定した板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、令和 2(2020)年度末で計画期間が満了するため、後継となる次期計画を策定する必要があります。

次期計画の策定にあたっては、現行計画に基づくこれまでの取組状況を踏まえつつ、国や東京都が掲げる温室効果ガス排出量の削減目標との整合を図ることはもとより、平成 30(2018)年 12 月に施行された気候変動適応法に基づく適応策など、新たに追加すべき内容を盛り込む必要があります。

また、環境自治体としての区の姿勢を内外に強く発信していくため、SDGs やパリ協定が採択された平成 27(2015)年以降の世界の潮流を踏まえた施策の充実を図っていく必要があります。

さらに、区民や事業者と共有できるビジョンや方向性を明確に示すとともに、如何に行動すれば地球温暖化対策に寄与しうるのか、区民や事業者が身近なレベルで実践できる取組についてもわかりやすく示していく必要があります。

以上を踏まえ、新たな板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に盛り込むべき施策についてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

「(仮称)板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)2025」策定に係る 基本方針について(確認)

平成31(2019)年1月29日「エコポリス板橋」推進本部における「板橋区の地球温暖化対策について」の審議の中で承認・決定された標記計画の策定に係る基本方針について確認する。

1 計画の趣旨・目的

板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は、区内の地球温暖化対策に関する基本的な考え方のほか、区民・事業者・区が各々の役割に応じて取り組むべき対策と進行管理の方法を示し、区内の温室効果ガス排出量削減の取組を総合的かつ計画的に推進するための計画である。現行計画は、平成25(2013)年度から令和2(2020)年度までの計画であり、来年度末で計画期間が満了するため、SDGsをはじめとした国内外の動向を踏まえ、後継となる次期計画を策定する必要がある。

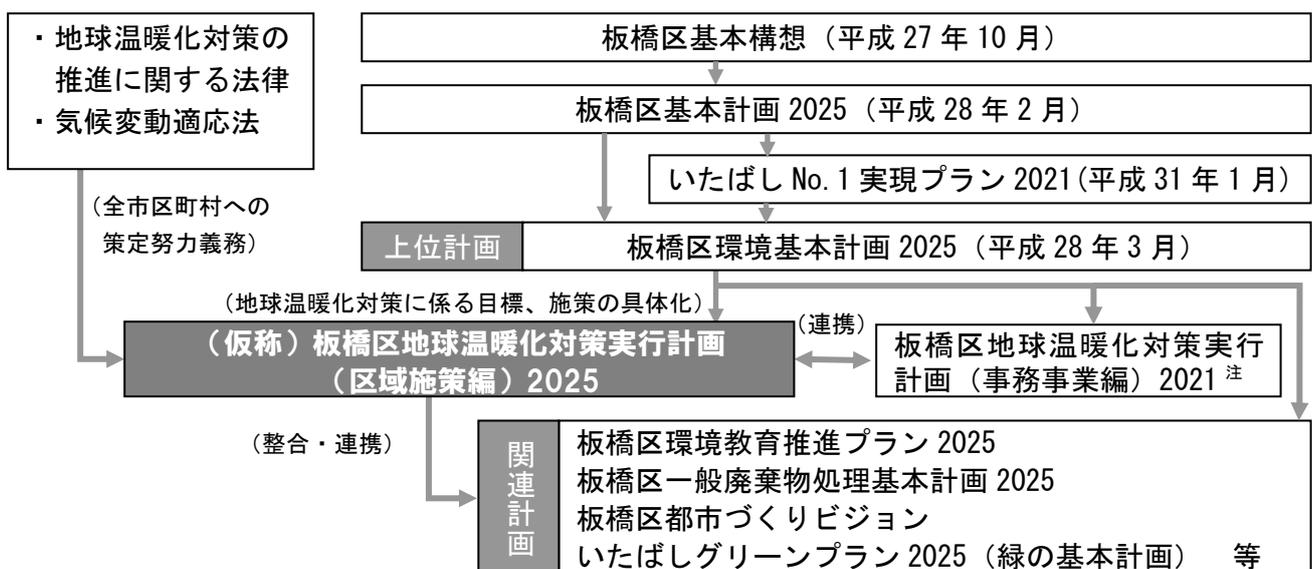
2 対象者

全ての区民及び区内事業者

3 計画の位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づき、策定が市区町村の努力義務とされている計画であり、「地球温暖化対策計画」に即して、地域の自然的・社会的条件に応じて「温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画」(「地方公共団体実行計画(区域施策編)」)として策定する。

また、板橋区基本計画や環境基本計画などの上位計画その他関連する諸計画との整合・連携を図るとともに、平成30(2018)年6月に制定された「気候変動適応法」第12条に努力義務として課された「地域気候変動適応計画」の適応策についても可能な限り取り込み策定する。



注)「板橋区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)2021」は、区の事務事業を対象とした地球温暖化対策を定めた実行計画であり、「地球温暖化対策推進法」において全ての地方公共団体に対して策定が義務づけられている「地方公共団体実行計画(事務事業編)」に相当する。

4 計画策定の方向性

現行計画が策定された平成 25 (2013) 年時点においては、東日本大震災発生後のエネルギー政策を巡る不透明な情勢が続いていたため、国による明確な目標設定が示されていなかった。そのため、現行計画の目標は、現在の国の温室効果ガス排出量の削減目標と比較してかい離している。

今回の策定にあたっては、この目標のかい離の是正はもとより、環境自治体としての区の姿勢を内外に強く発信していくため、国内外の社会経済情勢の変化等に即した見直しを図る。例えば、SDGs やパリ協定採択後の世界の潮流を踏まえて施策の充実を図るとともに、脱炭素型社会の実現に資するプロジェクトを支援していく必要がある。また、令和元年 (2019) 年 12 月には東京都が 2050 年までに都内のCO₂排出量実質ゼロを柱とする「ゼロエミッション東京戦略」を策定する予定であり、その動向についても注視していく必要がある。さらに、区民や事業者と共有できるビジョンや方向性を明確に示すとともに、如何に行動すれば地球温暖化対策に寄与しうるのか、区民や事業者が身近なレベルで実践できる取組についてもわかりやすく示していくことが大切である。

併せて、関係各課と連携・協力しながら、現行計画の進捗評価を行い、その評価結果を的確に反映させていくとともに、地球温暖化の深刻化に伴う気候変動に対処するための緩和策並びに適応策についても盛り込んでいく。

5 計画期間

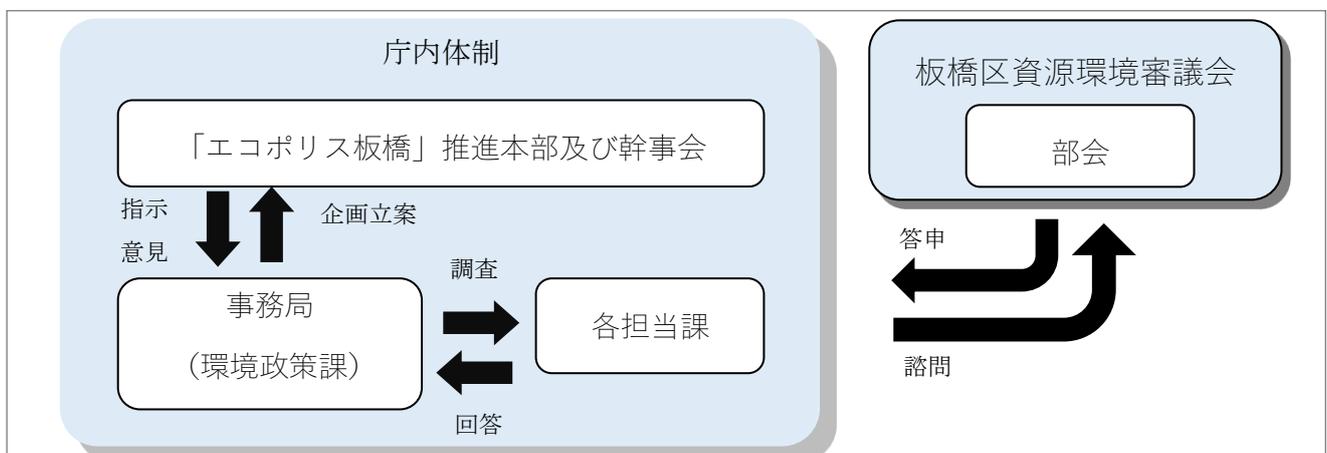
令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 5 年間とする。

6 策定スケジュール

時期 (予定)	内容
令和元年 7 月	現況調査等開始
令和 2 年 3 月	中間まとめ(骨子)案
令和 2 年 9 月	新計画素案
令和 2 年 11 月	パブリックコメント
令和 2 年 12 月	新計画原案
令和 3 年 3 月	新計画策定 (気候変動適応策を含む)

7 検討体制

「エコポリス板橋」推進本部及び同幹事会、板橋区資源環境審議会及び同部会において、庁内各課と連携して検討を進めていく。



8 調査委託の概要

- (1) 計画策定にあたって必要となる関連法令等、国際情勢、国・都の動向、板橋区の地域特性等の調査・把握・整理
- (2) 板橋区の温室効果ガス排出量についての分野別（産業・民生・業務・運輸部門等）把握・整理
- (3) 現在の気候変動及びその影響を把握するための関連データの入手・整理、将来的な気候変動及び影響についての予測・評価、既存施設等における気候変動や極端な気象現象への対応等についての整理
- (4) 区民及び事業者へのアンケート実施（区民 1500 件、事業者 500 件）
- (5) 事業者ヒアリングの実施等
- (6) 温室効果ガス排出量の将来推計
- (7) 温室効果ガス排出量の削減目標設定（各施策や目標設定等の助言を含む）

9 現行計画の進捗状況調査・評価

現行計画の進捗状況については、平成 30(2018)年度までの実績を、本年 8 月に関係各課へ調査を依頼し、9 月に評価結果をまとめる。

世界・国内の動向

○平成 27(2015)年 国連サミット（アメリカ・ニューヨーク）

「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択。社会、経済、環境に関する課題を総合的に解決する強い意志を共有

○平成 27(2015)年 COP21（フランス・パリ）

京都議定書に代わる、令和 2（2020）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組である「パリ協定」を採択

- ・「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力」
- ・「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡の達成」

○平成 28（2016）年 「地球温暖化対策計画」閣議決定

温室効果ガスの排出量について、「日本の約束草案」に基づき削減目標を設定

- ・中期目標として「2030 年度において、2013 年度比 26.0%減の水準にする」（板橋区の事務・事業に伴う排出が該当する「業務その他部門」は約 40%削減が目標）
- ・長期的目標として「2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減」

○平成 30（2018）年 COP24（ポーランド・カトヴィツェ）

パリ協定の運営に関する「実施指針」を採択。令和 2（2020）年から全ての国に共通ルールを適用

○令和元（2019）年 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の閣議決定

「温室効果ガス排出量実質ゼロを今世紀後半のできるだけ早期に実現」

○令和元（2019）年 東京都声明「CO₂排出量を 2050 年までに実質ゼロにする。」

令和元年 12 月に発表予定の『ゼロエミッション東京戦略』に盛り込む予定

気候変動適応策の概要

分野		予測される気候変動の影響	適応の基本的な施策	適応以外の他の政策目的を有し、かつ適応にも資する施策を含む。	
農業、森林・林業、水産業	農業	一等米比率の低下	高温耐性品種の開発・普及、肥培管理・水管理等の徹底		
		りんご等の着色不良、栽培適地の北上	優良着色系品種への転換、高温条件に適応する育種素材の開発、栽培管理技術等の開発・普及		
		病害虫の発生増加や分布域の拡大	病害虫の発生状況等の調査、適時適切な病害虫防除、輸入検疫・国内検疫の実施		
	森林・林業	山地災害の発生頻度の増加、激甚化	山地災害が発生する危険性の高い地区の的確な把握、土石流や流木の発生を想定した治山施設や森林の整備		
水産業	マイワシ等の分布回遊範囲の変化（北方への移動等）	漁場予測の高精度化、リアルタイムモニタリング情報の提供			
水環境・水資源	水環境	水質の悪化	工場・事業場排水対策、生活排水対策		
	水資源	無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加	既存施設の徹底活用、雨水・再生水の利用、渇水被害軽減のための渇水対応タイムライン（時系列の行動計画）の作成の促進等の関係者連携の体制整備		
自然生態系	各種生態系	ニホンジカの生息域の拡大、造礁サンゴの生育適域の減少	気候変動に伴い新たに分布した植物の刈り払い等による国立公園等の管理 気候変動に生物が順応して移動分散するための生態系ネットワークの形成		
自然災害・沿岸域	水害	大雨や短時間強雨の発生頻度の増加と大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・激甚化	○比較的発生頻度の高い外力に対する防災対策 ・施設の着実な整備 ・災害リスク評価を踏まえた施設整備 ・できるだけ手戻りない施設の設計等 ○施設の能力を上回る外力に対する減災対策 ①施設の運用、構造、整備手順等の工夫（・既存施設の機能を最大限活用する運用等） ②まちづくり・地域づくりとの連携（・まちづくり・地域づくりと連携した浸水軽減対策 ・災害リスク情報のきめ細かい提示・共有等） ③避難、応急活動、事業継続等のための備え（・タイムライン策定等による壊滅的被害の回避等）		
			高潮・高波	海面上昇や強い台風の増加等による浸水被害の拡大、海岸侵食の増加	海象のモニタリング及び同結果の評価、港湾・海岸における粘り強い構造物の整備の推進、ハザードマップ作成支援、順応的な対応を可能とする技術の開発、海岸侵食への対応の強化
			土砂災害	土砂災害の発生頻度の増加や計画規模を超える土砂移動現象の増加	人命を守る効果の高い箇所における施設整備、土砂災害警戒区域等の基礎調査及び指定の促進、大規模土砂災害発生時の緊急調査の実施
健康	暑熱	夏季の熱波が増加、熱中症搬送者数の倍増	気象情報の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等の情報提供		
	感染症	感染症を媒介する節足動物の分布域の拡大	感染症の媒介蚊の幼虫の発生源の対策及び成虫の駆除、注意喚起		
産業・経済活動	金融・保険	保険損害の増加	損害保険協会等における取組等を注視		
国民生活・都市生活	インフラ、ライフライン	短時間強雨や渇水頻度の増加等によるインフラ・ライフラインへの影響	地下駅等の浸水対策、港湾の事業継続計画(港湾BCP)の策定、水道施設・廃棄物処理施設の強靱化		
	ヒートアイランド	都市域でのより大幅な気温の上昇	緑化や水の活用による地表被覆の改善、人工排熱の低減、都市形態の改善		

※板橋区が該当する適応策は、水産業、高潮・高波を除く

出典：環境省資料